

公の施設の指定管理者の指定の件（第二かしわ学園等）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置並びに指定管理者

名 称	位 置	指定管理者
札幌市第二 かしわ学園	札幌市豊平 区平岸4条 18丁目	札幌市中央区大通西5丁目11番地 社会福祉法人北海道社会福祉事業団 理事長 吉田 洋一
札幌市あか しあ学園	札幌市東区 北17条東 5丁目	札幌市中央区大通西5丁目11番地 社会福祉法人北海道社会福祉事業団 理事長 吉田 洋一
札幌市こぶ し館	札幌市白石 区川北	札幌市中央区南19条西8丁目607番地7 社会福祉法人朔風 理事長 船木 宏通
札幌市社会 自立センタ ー	札幌市東区 伏古1条2 丁目	札幌市北区新琴似1条12丁目121番地9 社会福祉法人札幌親会 理事長 室田 昌幸

2 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理 由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、第二かしわ学園等の指定
管理者を指定するため、本案を提出する。